

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

2019年2月18日 (月)

NO. 936号

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

TEL03-3261-9007
FAX03-3261-5453

本号3頁

自衛隊員募集に都道府県の6割が協力を拒否。 だから、憲法に自衛隊を明記する？ と、安倍首相

自民党は10日、都内で党大会を開催し、統一地方選と参院選での必勝と改憲を掲げ氣勢をあげました。安倍首相は演説で「いよいよ立党以来の悲願である憲法改正に取り組む時が来た」と述べ、改憲への執念をあらわにしました。安倍首相は、第1次安倍政権下で惨敗した2007年の「亥年選挙」を「片時たりとも忘れたことはない」と強調し、今回の選挙戦も「厳しいたたかいになる」との認識を示して、結束を呼び掛けました。採択された運動方針では、「参院選最大のポイントは32ある1人区の勝敗」とし野党共闘との対決を強く意識しています。

改憲について安倍首相は「残念ながら(自衛隊の)新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否しているという悲しい実態」があると述べ、「この状況を変えよう。憲法にしっかりと『自衛隊』と明記して、違憲論争に終止符を打とう」「私たちが政治の場でその責任を果たしていく」と強調し、国会での議論を加速させる姿勢を示しました。この「都道府県6割」発言は、1月30日の衆院本会議で二階氏の質問に答え、同様の発言していました。

安倍首相は12日の衆院予算委員会で、党大会での発言について「正しくは都道府県と市町村だ。自治体だ」と修正しました。岩屋毅防衛相は記者会見で「市町村の約六割に協力いただけていないことは事実だ」と名簿提供は四割にとどまることを強調。名簿提供を受けていない場合、自治体の住民基本台帳から適齢者の情報を得ていると説明しました。



明らかに事実に反する「都道府県6割」発言

自衛隊法は、自治体が自衛官募集に関する事務の一部を行うと規定。同法施行令120条は、防衛相は自衛官募集に関し「知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」と定めています。防衛省は各市町村に適齢者名簿の提供を求め、得られた場合は自衛官募集のダイレクトメールを発送しています。

防衛省によると、全国の約1700の市町村で、2017年度に適齢者の名簿を作成して提供したのは約4割。市町村が名簿を作ったものの提供はせず、防衛省職員が手書きで写したケースが約3割。自治体は名簿を作らず、防衛省職員が住民基本台帳を閲覧して該当者を選んで書き写したケースが約2割。住民基本台帳から情報を得なかったケースは約1割だとしています。

朝日新聞は、名簿を提出したのは確かに約36%だが、約53%は住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めている。これを加えた約9割が募集に協力していると報道しています。

自治体が名簿提供を拒否しても間違っているとはいえない!

石破氏は「隊員募集拒否」発言について、『憲法違反なので自衛隊の募集に協力しない』と言った自治体を私は知らない」と指摘しています。また、憲法学者や野党から疑問や批判の声が上がっています。首相発言は、適齢者の氏名や住所を記載した名簿の提供を念頭に置いているが、憲法学者は「情報提供は自治体の義務とはいえない」と指摘しています。また、自衛隊法施行令について「名簿の提供を義務付けているとは読めない。政府は都合良く解釈している」と指摘し、「個人情報保護の観点からは、本人の了解を得ずに提供することには大きな疑問が残る。自治体が名簿提供を拒否しても間違っているとはいえない」と話しています。

朝日と毎日が杜説で批判！

朝日と毎日が杜説で「事実をねじ曲げる軽々しい改憲論は、いい加減に慎むべきだ」「一国の首相が事実をねじ曲げて憲法を語るべきではない」と批判しています。

朝日新聞（杜説）自衛官募集 改憲の理由にはならぬ

自衛官募集に自治体の協力が得られないから、憲法9条に自衛隊の明記が必要だ――。

今年に入って安倍首相が言い出した改憲の根拠は、事実を歪曲（わいきょく）し、論理も破綻（はたん）している。首相の改憲論の底の浅さを、改めて示したと言うほかない。

首相は先の国会答弁や自民党大会での演説で、9条改正に関連し、自治体の6割以上が自衛官募集への協力を拒否していると強調した。しかし、これは明らかに事実と反する。

防衛省は採用活動に役立てるため、主に18歳と22歳の男女を対象に、住所、氏名、生年月日、性別の情報を「紙または電子媒体」で提供するように自治体に要請している。

求め通りに名簿を提出したのは確かに約36%だが、約53%は住民基本台帳の閲覧や書き写しを認めている。これを加えた約9割が募集に協力しているとみるべきだ。

自衛隊法やその施行令に基づき、防衛相は自治体に協力を求めることはできるが、自治体側に応じる義務は定められていない。このため個人情報保護の観点から、閲覧にとどめているという自治体もある。

首相はきのうの国会で、自衛隊員が膨大な情報を書き写す作業が負担だとして、名簿提供以外は「協力していただけないと考えるのが普通だ」と述べた。個々の自治体の判断を軽んじ、国の都合を一方向的に押しつけようとしている。

首相はまた、災害時に自衛隊が救援活動を行っていることを引き合いに、自治体の「非協力」を非難した。災害派遣を受けるなら募集活動に協力しろと言わんばかりだ。不見識きわまりない。

自衛官募集のために改憲をとというのは飛躍（ひえつ）がありすぎる。首相はきのう、9条に自衛隊を明記すれば、自治体が協力しないような「空気は大きく変わっていく」と述べたが、改憲で世の中の「空気」を変えようという発想は極めて危うい。

首相の改憲ありきのご都合主義は、いまに始まったことではない。

当初は憲法改正の発議要件を緩和する96条改正を掲げたが、支持が広がらないとみるや9条改正などに転じた。だが、教科書に「自衛隊が違憲」と書かれているという主張も、実際には断定的な記述はなく、意見の紹介にとどまっている。

9条は戦後日本の平和主義の根幹をなす。その重みを踏まえた熟慮の跡もなく、事実をねじ曲げる軽々しい改憲論は、いい加減に慎むべきだ。

毎日新聞（杜説）首相の自衛官募集発言 事実の歪曲で憲法語るな

また安倍晋三首相が憲法に関して奇妙なことを言い始めた。自衛官募集に協力しない自治体があるから憲法改正が必要だという論理だ。

首相は自民党大会の演説で「新規隊員募集に対して都道府県の6割以上が協力を拒否している」と語り、「憲法にしっかりと自衛隊と明記して違憲論争に終止符を打とうではありませんか」と呼びかけた。

「都道府県の6割以上」というのは間違いだ。自衛官募集に使うため18歳など適齢者の名簿提供を求める対象は全国の市区町村だからだ。首相も国会で発言を修正した。

自衛隊法施行令は、防衛相は自衛官募集に必要な資料の提出を自治体に求めることができると規定する。ただ法令上、自治体側に名簿提供の義務はない。このため2017年度に紙や電子媒体で名簿を提供した市区町村は全体の36%にとどまる。

その代わりに、名簿を提供していない自治体のほとんどが自衛隊側に住民基本台帳の閲覧を認めている。台帳を閲覧して氏名や住所を書き写す自衛隊側の手間はかかるものの、住民の個人情報について慎重な取り扱いが求められる自治体側の対応としては理解できる。

これを含めれば、自衛隊は9割の市区町村から個人情報の提供を受けていることになる。首相の言う「協力を拒否」は事実を歪曲（わいきょく）している。

首相発言について石破茂元防衛相は「憲法違反なので募集に協力しないと言った自治体は寡聞にして知らない」と語った。自衛隊を憲法に明記したら自治体の協力が進むかのような首相の主張は詭弁（きべん）に等しい。

演説で首相は、地方自治体から災害派遣要請があれば命がけて出動するのが自衛隊だと強調した。だから自治体側は募集に協力すべきだというのも論理のすり替えだ。

全国的に自衛官の確保が難しくなっているのは事実だ。主な要因は少子高齢化であり、憲法ではない。自衛隊は採用年齢の上限引き上げなど地道な取り組みを続けている。

首相はこれまでも「憲法学者の7割以上が自衛隊を違憲と言っている」ことを改憲理由に挙げてきた。事実関係のあやふやな根拠を立てて情緒に訴える論法は今回も同じだ。

一国の首相が事実をねじ曲げて憲法を語るべきではない。

辺野古移設問う、沖縄県民投票 14 日告示

米軍普天間基地の名護市辺野古移設を巡る県民投票が 14 日告示されました。投開票日は 24 日。辺野古の埋め立て計画について「賛成」「反対」「どちらでもない」の 3 択で問います。結果に法的拘束力はありませんが、移設阻止を掲げる玉城デニー知事は改めて反対の民意を示す機会に位置づけています。

市民団体の直接請求を受けて県が制定した条例に基づき実施されます。条例では最多となった票が全投票資格者の 4 分の 1 に達した場合、知事はその結果を尊重し、日米両政府に結果を伝えると明記しています。

沖縄では直近 2 回の知事選で移設反対の候補が勝利しましたが、政府は辺野古推進の方針は変えていません。そして、2018 年 12 月には辺野古での土砂投入に着手しました。県民投票の結果次第で、工事の進捗に影響をあたえ、辺野古新基地建設を中止に追い込むことができます。

沖縄の仲間は投票率を上げようと、集会や街頭での投票呼びかけを本格化させています。一方、移設容認の自民党県連は表だった活動は控えています。公明党県本部も自主投票です。

沖縄での県民投票は 1996 年以来、2 回目。前回は日米地位協定の見直しや米軍基地の整理縮小の賛否を問いました。投票率は 59.53%で「賛成」が 9 割を占めました。

今回、埋め立て土砂の投入など新基地建設を強行する安倍政権に対する全国・国外の注目が高まる中、示される県民の明確な民意の影響力は大きく、日米両政府をさらに追い詰めることができます。



各地のとくくみ

福島 「だるま市」でにぎわう白河市で署名行動

憲法を守る白河共同センターは 11 日、伝統の「だるま市」でにぎわう福島県白河市で、安倍 9 条改憲や消費税 10%への増税に反対する宣伝署名行動にとりくみました。

子ども連れの母親は「最近の安倍首相の政治を見てみると、子どもたちの未来がとても心配。憲法 9 条や平和を守り、消費税増税はやめてほしい」と署名に協力。郡山市から来たという夫婦は「年金を削り、医療費を引きあげ、その上に消費税増税では、とてもやっていけない。安倍政権をやめさせないと」と言って署名し、激励して行きました。

行動には 22 人が参加。チラシを 500 枚配り、憲法 3000 万人署名を 69 人、消費税増税反対署名を 58 人が寄せました。

静岡 「憲法を歌おう！語ろう！憲法のつどい」に 400 人

静岡市葵区で 9 日、「憲法を歌おう！語ろう！憲法のつどい」が行われ、400 人が参加しました。主催は、静岡県弁護士会、日本弁護士連合会、関東弁護士連合会。

県弁護士会の大多和暁会長が「憲法に明るく楽しく触れながら、改憲問題を考え合おう」と呼びかけました。基調講演では、半田滋東京新聞論説兼編集員が、安倍政権が米軍と一体となった自衛隊への変質をすすめてきた経過を説明。「安倍首相の狙いは、自衛隊を明記した憲法で、違憲との批判が強い安保法制を合憲とし、自衛隊を軍隊とし、制限のない集団的自衛権の行使と多国籍軍への参加に踏み切ること。国政選挙で野党連携が重要」と語りました。

弁護士による寸劇「憲法井戸端会議」、制服向上委員会のライブがあり、静岡合唱団仲間が日弁連憲法ソングコンテスト大賞作品「私の願い」を合唱、「夢をのせて！憲法太鼓！」の掛け声の太鼓の演奏もありました。